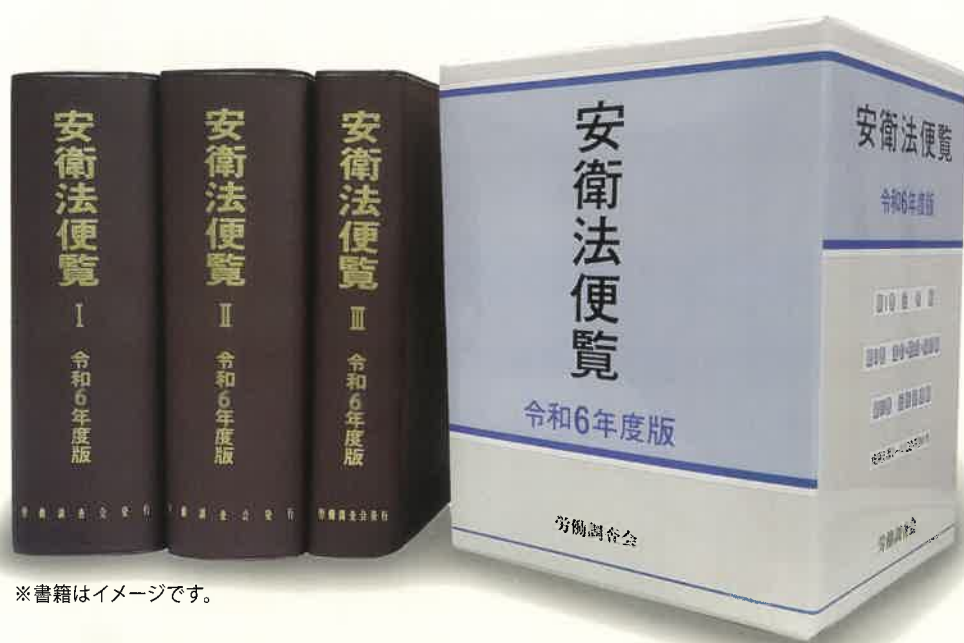


安全衛生担当者必携!

令和6年度版

安衛法便覧

B6判/約6,400頁/定価19,800円(本体18,000円+税)
【全3巻1セット函入り/検索支援ツールあり/セット販売のみ】



※書籍はイメージです。

主な内容・構成

第1巻 法令編

- 労働安全衛生法、施行令、規則をはじめ、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、特化則、電離則、事務所則、粉じん則、石棉則などの法令を網羅。

第2巻 法令・指針編

- 作業環境測定法、じん肺法、労働基準法などの関連法及びその政令、省令、告示
- 指針関係(構造規格、自主検査指針、特別教育規程、作業環境測定に関する基準、免許・試験規程、技能講習規程など)

第3巻 行政指導通達編

- 平成元年より最新のものまで、約180件の主要な行政通達を登載。

■官公庁、建設業・製造業等で古くから使用されています。

「安衛法便覧」とは
労働安全衛生の分野に
特化した法令集です。



こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 安全衛生に関する法令が膨大すぎて整理して理解できません。
- ✓ 頻繁に改正されるので、フォローアップが大変です。
- ✓ 条文の中に他の条文が引用されていて、探すのが面倒です。
- ✓ 労働局や監督署に提出する書式を探すのに苦労しています。
- ✓ 罰則の適用を受けるのではないかと不安になることがあります。

本書は令和6年6月1日現在の法令に基づいて掲載しています。
以降の法改正等につきましては、弊社ウェブサイトにてご案内いたします。

▶ <https://www.chosakai.co.jp>

充実の内容

1 必要な法令・通達・指針等を網羅!

2 法改正に対応した最新版!

3 検索支援ツールですぐに探せる!

4 通達WEBからダウンロード可能!



検索支援ツールでは、用語を任意に入力して検索する「用語検索」と、あいうえお順にリスト化された用語の読みから探し出す「五十音順」の2種類の検索が可能です。



第3巻に収録されている行政指導通達をはじめ、第3巻に未収録の昭和時代の行政通達(約140件)を含む昭和32年~令和6年までの主だった行政指導通達をインターネット上でご覧いただけます。

直近3年間の改正内容

<p>令和6年度版</p>	<p>主な(改訂内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ラベル・SDS対象物質に係る規定方法が大きく変更。安衛令には性質や基準を包括的に示して規制対象の外枠を規定し、ラベル・SDS対象物質は安衛則別表2に列挙されることに。また、安衛則別表2の「裾切値」に係る規定が削除され、告示で定められることに(安衛令第18条、第18条の2及び別表第9、安衛則第30条、第34条の2及び別表第2)。 ●石綿含有成形品の除去に係る措置及び石綿等の切断等の作業に係る措置について、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付け(石綿則第6条の2第3項第2号、第13条第1項)。 ●個人サンプリング測定及び溶接ヒューム測定の精度を担保するため、当該測定を行う者の要件を定める等の改正(有機則第28条の3の4、鉛則第52条の3の4、特化則第36条の3の4、第38条の21第13項、粉じん則第36条の3の4、登録省令第1条の2の44の17~3) ●個人サンプリング法の対象物質として14物質が新たに追加されとともに、7物質の分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法(ICP-MS)を追加。また、「有機溶剤の量に乘ずべき数値」も改正(作業環境測定追加)。 ●危険に係る業務または作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る)を事業者に課す(安衛則第101条第5項、ボイラー則第19条、クレーン則第26条、ゴンドラ則第18条ほか)。
<p>令和5年度版</p>	<p>主な(新規通達)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)関係問答)(令5.8.1事務連絡) ■石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(令5.8.29基発0829第1号) ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令5.8.30基発0830第1号、ラベル・SDS対象物質関係) ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令5.9.29基発0929第1号、ラベル・SDS対象物質関係) ■労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の適用について(令5.11.9基発1109第1号) ■じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令6.3.28基発0328第15号) ■有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令6.4.4基発0404第2号) ■作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について(令6.4.10基発0410第1号) ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令6.4.25基発0425第1号、新規化学物質の届出等の原則電子化) ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令6.4.30基発0430第4号、一人親方等への保護措置) 【ガイドライン関係】 ■リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について(令5.10.17基発1017第1号) ■「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令5.12.26基発1226第2号) ■山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正について(令6.3.26基発0326第1号) ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について(令6.4.10基発0410第2号)
<p>令和5年度版</p>	<p>主な(改訂内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人サンプリング法による測定対象物質の追加(粉じん、特化物の一部、有機溶剤等)に伴い、作業環境測定基準等を改正(同第2条第4項、第10条第5項、第13条第5項、ガイドライン)。その他にも新しい化学物質規制の施行に伴い、温度の基準や作業環境測定、講習などに関する告示、技術上の指針などの制定・改正が順次行われています。 ●工作物の解体等を行う際の石綿等の使用の有無に関する事前調査の要件及び記録の保存等について新たに規定(石綿則第3条第4項及び第7項、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第2条第5項~第7項、第16条の2~12) ●一側足場からの墜落・転落災害が多発していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を新たに規定(安衛則第561条の2を新設)。また、事業者又は注文者による足場の点検が確実に実行されるために必要な措置を規定(安衛則第567条、第568条及び第565条、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱も改正) ●貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策を充実(安衛則第151条の3第3項・第4項、第151条の67、第151条の74、第36条の5の4、特別教育規程第7条の4、荷役作業の安全対策ガイドラインも改正) ●所轄労働基準監督局長が認めたボイラー及び第一種圧力容器について、性能検査の手段に係る特例を新設(ボイラー則第38条の2、第73条の2) ●金属アーク溶接等限定技能講習を新設し、同講習を修了した者が金属アーク溶接等作業主任者を選任できるとともに、当該作業主任者の職務を新たに規定(特化則第27条第2項、第28条の2、登録省令第20条第15の2) ●電動ファン付き呼吸用保護具の材料、構造、表示等について改正(電動ファン付き呼吸用保護具の規格第1条~第3条、第5条~第9条) ●使い捨て式防じんマスクの規格の一部改正(防じんマスクの規格第7条第3項第4号)
<p>令和5年度版</p>	<p>主な(新規通達)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について(令4.11.30基発1130第1号) ■保護具着用管理責任者に対する教育の実施について(令4.12.26基発1226第1号) ■化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について(令5.1.6基発0106第2号) ■石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(令5.1.12基発0112第2号) ■有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について(令5.1.30基発0130第1号) ■足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令5.3.14基発0314第2号) ■貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する省令の施行について(令5.3.28基発0328第5号) ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について(令5.4.17基発0417第2号) ■騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について(令5.4.20基発0420第2号) ■労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について(令4.9.7基発0907第1号) ■労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性に関する規定の創設(安衛則別表第19条、同条の2~3) ■安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る)を行ったときは、その結果を速滞なく所轄労働基準監督局長に対して報告することが義務化(安衛則第52条第2項) ■事務所における労働衛生基準が見直され、便所の設置基準等が変更されるとともに、「独立個室型の便所の特例」が新たに規定。また、作業面の照度や室温の基準についても改正され、備えおくべき救急用具等の規定が削除された(事務所則第5条、第10条、第17条、同条の2、安衛則第628条、同条の2、第634条) ●一人親方等についても、新たに安衛法第22条に基づく健康障害を防止するための措置の対象に(安衛令をはじめとする11省令を改正) ●化学物質による労働災害防止のための新たな諸規制を整備(令4.5.31省令第91号・告示第190号により安衛則、特化則、有機則、鉛則、四アールキル則、粉じん則、石綿則、指針を改正) ●指針の改正:事業場における労働者の健康保持推進のための指針(令3.12.28健康保持推進のための指針公示第9号、令4.3.31健康保持推進のための指針公示第10号)
<p>令和4年度版</p>	<p>主な(改訂内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●簡易ボイラーとして新たに2種類が追加され、規制の対象に(安衛令第1条) ●安衛法第31条の2の規定により注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について対象が拡大(安衛令第9条の3) ●職長等に対する安全衛生教育の対象として2業種が追加(安衛令第19条) ●名称等の表示・通知を要する化学物質として234物質が追加(安衛令別表第9、安衛則別表第2) ●長時間労働が見込まれる医師に対する面接指導について、面接指導の対象となる医師の要件や面接指導の証明、記録作成に関する規定の創設(安衛則別表第19条、同条の2~3) ●安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る)を行ったときは、その結果を速滞なく所轄労働基準監督局長に対して報告することが義務化(安衛則第52条第2項) ●事務所における労働衛生基準が見直され、便所の設置基準等が変更されるとともに、「独立個室型の便所の特例」が新たに規定。また、作業面の照度や室温の基準についても改正され、備えおくべき救急用具等の規定が削除された(事務所則第5条、第10条、第17条、同条の2、安衛則第628条、同条の2、第634条) ●一人親方等についても、新たに安衛法第22条に基づく健康障害を防止するための措置の対象に(安衛令をはじめとする11省令を改正) ●化学物質による労働災害防止のための新たな諸規制を整備(令4.5.31省令第91号・告示第190号により安衛則、特化則、有機則、鉛則、四アールキル則、粉じん則、石綿則、指針を改正) ●指針の改正:事業場における労働者の健康保持推進のための指針(令3.12.28健康保持推進のための指針公示第9号、令4.3.31健康保持推進のための指針公示第10号)
<p>令和4年度版</p>	<p>主な(新規通達)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について(令3.9.1基安発0901第3号、基安発0901第4号、基安化発0901第1号) ■技能講習の講師要件に係る質疑応答について(令3.9.1基安発0901第4号、基安発0901第3号、基安化発0901第2号) ■リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について(令3.9.3基安発0903第6号) ■事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令3.12.1基発1201第1号) ■少量新規化学物質の確認申請における確認調査票の廃止について(令3.12.20基安化発1220第1号) ■剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)(令3.7.5基安化発0705第2号、令3.12.22基安化発1222第2号) ■労働安全衛生法に基づき安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について(令4.1.11基安化発0111第2号) ■労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令4.1.19基発0119第2号) ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する省令の施行について(令4.2.18基発0218第2号) ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等について(令4.2.24基発0224第1号) ■事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について(令4.3.1基発0301第1号) ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令4.4.15基発0415第1号) ■ボイラー等の遠隔制御基準等について(令4.4.21基発0421第3号) ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令4.4.28基発0428第1号) ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令4.5.31基発0531第9号)

